

## 農地法第3・4・5条申請添付書類

◎印は必須書類

○印は必要に応じて

申請書提出前に再度確認し、「要否」欄にチェックを入れてください。

番号	要否	書類名	3条	3条 法人	4条	5条 個人	5条 法人	備考
1		申請書	◎	◎	◎	◎	◎	3条は1部、4・5条は原本1部、写し1部提出。
2		地元農業委員確認書	◎	◎	◎	◎	◎	地元農業委員が申請内容及び現地を確認
3		土地の登記簿謄本（登記事項証明書）	◎	◎	◎	◎	◎	申請日3ヶ月以内の原本。（法務局）
4		字図	◎	◎	◎	◎	◎	申請日3ヶ月以内の原本。
5		位置図	◎	◎	◎	◎	◎	住宅地図等を利用。
6		現況写真	○	○	○	○	○	申請地の現在の状況がわかる写真（必要に応じて）
7		申請地の平面図（土地利用計画図）			◎	◎	◎	排水経路等を記入し土地利用の目的を明確に。
8		申請地の断面図			◎	◎	◎	構造物や排水が分かるように。
9		建物又は施設の平面図			◎	◎	◎	建築面積等を記入。
10		建物又は施設の立面図			○	○	○	必要に応じて添付。2000㎡以上の転用の場合は必要。
11		承諾書			◎	◎	◎	隣接耕作者。里道、水路管理者（区長等）
12		確約書	◎	◎				耕作目的での農地取得の場合。（貸借を含む）
13		工事見積書			◎	◎	◎	申請日3ヶ月以内の原本。消費税を含む金額を記載。
14		選定理由書			○	○	○	都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域以外の農地は必要。
15		資金証明書（残高又は融資）			○	○	○	証明年月日は申請月の日付であること。 ただし、申請が締切日から末日までの場合は、翌月の証明とする。原本を提出する。500万円以下は不要。
16		住民票	○		○	○		武雄市外に居住している場合。
17		戸籍の附票	○		○	○		登記簿上の住所と現住所が異なる場合。
18		求積図			○	○	○	一筆の一部を分筆せず一時転用等する場合。
19		始末書及び現況写真			○	○	○	無断転用の場合、始末書は自署で押印し、写真は全景で撮影方向を配置図に記す
20		事業計画書	○	○	○	○	○	必要に応じて添付。
21		事業計画書（資材置場）			○	○	○	必要に応じて添付。1000㎡以上の転用はの場合は必要。
22		事業計画書（建売分譲住宅）			○	○	○	建売分譲住宅の場合は必要。
23		過去の宅地・建売分譲の進捗状況			○	○	○	過去3年間の県内の農地転用許可分。
24		借入金返済計画書			○	○	○	
25		水利権者の同意書			○	○	○	取水、排水について同意を要する場合。
26		仮登記権者の同意書	○	○	○	○	○	仮登記権が設定されている場合。譲受人の場合不要。
27		土地改良区の意見書			○	○	○	土地改良区域内にある場合。
28		通行承諾書			○	○	○	申請地へ行くため他人の土地を利用する場合。
29		他法令許認可申請書の写し			○	○	○	関係機関の受付印があるもの。
30		法人の定款又は寄付行為の写し		◎			◎	
31		法人の登記簿謄本		◎			◎	申請日3ヶ月以内の原本。
32		宅地建物取引業免許証の写し			○	○	○	建売分譲住宅、宅地分譲である場合。
33		耕作者の同意書又は農地法第18条第6項による合意解約書の写し	○	○	○	○	○	賃借権等に基づく耕作者がいる場合。
34		総会の議事録			○	○	○	法人格のない団体が申請する場合。
35		地縁団体台帳	○	○	○	○	○	地縁団体の場合。
36		農地復元確約書			○	○	○	一時転用の場合。
37		貸駐車場予定者名簿			○	○	○	駐車場台数の概ね7割以上。
38		賃貸契約書（写）				○	○	必要に応じて添付。
39		組合員名簿又は株主名簿の写し		◎				農業生産法人で、法人形態が農事組合法人又は株式会社の場合。

※法人が3条申請する場合の添付書類は、これ以外にも必要になりますのでご相談ください。

※本人以外での申請は、委任状（武雄市作成様式）が必要になります。

### 農地法第4条・第5条（農地の転用）の申請事務処理の流れ

- |              |    |     |                            |
|--------------|----|-----|----------------------------|
| ① 申請締切日      | 毎月 | 20日 | （休日の場合は前日 *内容によっては事前協議が必要） |
| ② 市農業委員会「総会」 | 翌月 | 5日  | 頃                          |
| ③ 県知事進達      |    | 8日  | 頃                          |
| ④ 県常任会議      |    | 28日 | 頃                          |
| ⑤ 許可書交付      | 毎月 | 5日  | 頃                          |

なお、2～4haの申請の場合は、農政局との協議となるため、上記より期間を要します。

また、4ha以上の申請の場合は、国の許可となるため、佐賀県農山漁村課が窓口となります。

◎問合せ先

武雄市農業委員会事務局  
佐賀県農山漁村課

TEL0954-23-9245  
TEL0952-25-7123

FAX0954-23-3816  
FAX0952-25-7284

